パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章 様



## 第一種フロン類充填回収業者の登録の更新について(通知)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、次のとおり登録の更新を行ったことを通知します。

記

登	録	į	番	号	第331010136号
 登	録	年	月	日	令和3年9月27日
有刻	効期間	]満丁	了年人	月日	令和8年9月26日

			2	5.76.7									
事 業	者	者の住所東京都墨田区押上一丁目1番2号											
事 業	事業者の氏名パナソニック産機システムズ株式会社												
(法人にあっ		者の氏名)	代表取締役 稲継 哲章										
事業所の	2名和	你及び原	听在地	回収の対象とする第一種特定製品及びフロン類の種類									
						ディシ	(2)冷蔵機器・冷凍機			(3)フロン類の充填			
20°	as a g			ョナー((3)に該当す			器((3)に該当するも			量が 50kg 以上の第			
				るものを除く。)			のを除く。)			一種特定製品			
名 称	7	所有	在地	CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC.	HFC	CFC	HCFC	HFC	
パナソニ	ニッ	岡山り	県岡山		7		, 2 3 5 <sub>K</sub>	, V 8					
ク産機シ	ノス	市北口	区田中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
テムズ核	夫式	1 3	8 - 1			12, 2	200 M			2	7	No.	
会社 中	<b>会社</b> 中四 10		充填の対象とする第一種特定製品及びフロン類の種類										
国支店	国支店 岡				(1) エアコンディシ			(2)冷蔵機器・冷凍機					
山営業所	山営業所			ョナー			器						
M 90													
98 N N N				CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC	N12			
							0						
		11 11 11			0				0				
4 U		X 8		a #	(a)	and the state of t	= 101		÷: 1/4		52	/	

(裏面に続く)

And the second	T5 1 A 1	- 500 10	421			1	5.41			
事業所の名称	你及び所在地	回収の対象とする第一種特定製品及びフロン類の種類								
		(1)エアコンディショナー((3)に該当す			(2)冷蔵機器・冷凍機 器((3)に該当するも			(3)フロン類の充填 量が 50kg 以上の第		
		るものを除く。)			のを除く。)			一種特定製品		
名 称	所在地	CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC
パナソニッ	広島県広島				x 2/2 10.5				9	
ク産機シス	市西区商工	0			0	0	0		0	
テムズ株式	センター4	1					1	(4	2.0	
会社 中四	-9 - 9	充填の対象とする第一種特定製品及びフロン類						ロン類	の種類	
国支店	国支店			(1)エアコンディシ			(2)冷蔵機器·冷凍機			
3 p. 12 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				ョナー			器			
000 M	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC			
7 - seo ser			Water top -	and the second		1	- :			
2 2	NE E S	0		0	0	0		. 1		
						21				

備考「回収の対象とする第一種特定製品及びフロン類の種類」及び「充填の対象とする第 一種特定製品及びフロン類の種類」の欄には、該当するものに○印を記入する。